第五　受入れ調整機関による相談対応等

一　受入れ調整機関の事業

受入れ調整機関は、特例インドネシア人看護師候補者に対する適正な雇用管理、適切な研修等を確保するため、次の1から4までに掲げる事業を実施する。

1　特例受入れ機関からの報告の提出

(1)　第二の二の3の(1)から(3)までに掲げる報告を受理するとともに、特例インドネシア人看護師候補者に対する適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保するため、必要があると認めるときは、特例受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。

(2)　(1)の報告を厚生労働大臣に提出するものとする。

2　特例インドネシア人看護師候補者の出国及び滞在に係る支援

特例インドネシア人看護師候補者が円滑かつ適正に日本から出国し、及び日本に滞在することができるよう、特例インドネシア人看護師候補者に対し、必要な支援を行うものとする。

3　特例インドネシア人看護師候補者からの相談等に対する対応

特例インドネシア人看護師候補者から、特例受入れ機関における研修、指導体制、就労環境等について相談、苦情等があった場合には、当該特例受入れ機関に照会を行い、必要に応じて助言等を行うものとする。また、必要があると認めるときは、都道府県労働局、地方入国管理局等の関係行政機関に連絡の上、問題の解決を図るものとする。

4　特例受入れ機関に対する相談支援

特例受入れ機関から、特例インドネシア人看護師候補者の研修、雇用管理、在留管理等について相談等があった場合には、適切に相談等に応じ、説明、助言等を行うものとする。

二　受入れ調整機関に対する助言等

厚生労働大臣は、特例インドネシア人看護師候補者に対する適切な研修、適正な雇用管理等を確保するため、受入れ調整機関に対し、特例受入れ機関における研修の実施状況その他の必要な事項の報告を徴収し、その他必要な助言を行うものとする。

第六　適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保するための措置

厚生労働大臣は、第二の二の3の報告がないときのほか、特例インドネシア人看護師候補者の職業の安定に関し必要があると認めるときは、特例受入れ機関から必要な報告の提出を求めるものとする。

○農林水産省告示第千百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町八手俣字大日八六五、八六五の一、八七六、八七七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大日八七六（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　群馬県藤岡市上日野字奈良山五の一、六の一、六の二、沼田市利根町柿平字水木甲九一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字水木甲九一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百六十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月二十三日

国土交通大臣　大畠　章宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

八紘沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県鶴岡市田麦俣字六十里山外7国有林

七五林班　く小班　一号から十一号まで、十三号から二十二号まで、二十五号及び二十六号

お小班　十二号、二十三号及び二十四号

○国土交通省告示第六百六十七号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十三年六月二十三日

国土交通大臣　大畠　章宏

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
７ＪＩＶ	141385	時津丸	平成23. 5.23
７ＪＪＥ	141426	だいとう	23. 5.23
７ＪＪＩ	141459	ＯＨＭＩＮＥＳＡＮ	23. 5.13
ＪＤ3137	141358	第六十八北星丸	23. 5.23
ＪＤ3179	141417	北斗丸	23. 5.13
ＪＤ3207	141456	三萬吉５	23. 5.10
ＪＤ3210	141460	しょうりゅう	23. 5.19
ＪＤ3215	141465	海栄丸	23. 5.18
ＪＤ3216	141470	第三十八青雲丸	23. 5.17
ＪＤ3217	141476	第三いそぶれん丸	23. 5.24

○国土交通省告示第六百六十八号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十三年六月二十三日

国土交通大臣　大畠　章宏

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
７ＬＢＫ	127149	第八十八海王丸	平成23. 5. 2
ＪＧＡＣ	125211	尾州丸	23. 5.27
ＪＦ2093	120035	第三十八伊豫丸	23. 5.31
ＪＦ2121	120064	第二十三伊豫丸	23. 5.31
ＪＧ4604	128914	第二いそぶれん丸	23. 5.20
ＪＧ4710	130270	第十八中央丸	23. 5.30
ＪＧ4736	130202	たいよう	23. 5.12
ＪＨ2129	97988	第八東吉丸	23. 5.30
ＪＨ2526	112273	大宮丸	23. 5.30
ＪＨ2726	119875	第五十八政宝丸	23. 5.24
ＪＩ3503	133417	昭晴丸	23. 5.13
ＪＪ3335	125254	早栄丸	23. 5. 9
ＪＪ3645	129226	平陽丸	23. 5.25
ＪＪ3720	132366	幸鳳丸	23. 5.27
ＪＫ4626	127910	三和丸	23. 5.13
ＪＬ5148	126349	第八十八伊豫丸	23. 5.31
ＪＬ5479	128991	瀬戸丸	23. 5. 9
ＪＬ5511	129024	第三伊豫丸	23. 5.31
ＪＬ5807	131415	第五栄勢丸	23. 5.13
ＪＬ5988	133016	第八太陽丸	23. 5. 6
ＪＬ6193	133970	第三ことぶき丸	23. 5. 2
ＪＬ6344	134914	海翔丸	23. 5.12
ＪＬ6438	135142	第三大福丸	23. 5. 2
ＪＭ5527	129316	住吉丸	23. 5.30
ＪＭ6056	132617	第三十三伊豫丸	23. 5.31